

VII

学生生活の手引き



学生生活に関する相談

保健室・学生相談室・障がい学生支援室が連携し、学生の皆さんの心と身体の健康をサポートしています。不安なことがあれば、ひとりで悩まずに相談してください。学生本人に関する保護者からの相談も受け付けています。気軽に問い合わせてください。

健康支援課 相談申し込み・お問い合わせフォーム



※フォームにて申し込みを受け付けた場合は、後日、スタッフから個別に連絡します。

◇ 学生相談室

学生相談室では、専門のカウンセラーが皆さんの相談に応じています。学生相談室に直接来室するか、電話、または「相談申し込み・お問い合わせフォーム」で相談の申込ができます。可能な限りその場でも対応しますが、相談は原則として予約制です。「こんな相談でもいいのかな？」と迷う場合も、一度問い合わせてみてください。

困ったことがある時は一人で抱えず、相談を利用してみてください。

セルフケアについてのワークショップも開催しています。

相談内容

- ・自分自身のこと
- ・対人関係のこと
- ・学業や将来のこと
- ・心身の不調のこと（不安や緊張、うつうつ、眠れない、食欲がないなど）

開室時間 月～金曜日 10:30～18:30

TEL.075-322-6025

※精神科医による心の健康相談

週1回（詳細は本学ホームページ、Kyoto Gaidai UNIPA 等で確認してください。健康相談では、診断書の発行や薬の処方はありません。）

◇ 障がい学生支援室

本学では、「京都外国語大学・京都外国語短期大学・障がい学生支援に関するガイドライン」に基づき、全ての学生が等しく修学の機会を得られるように、授業や学生生活で合理的配慮を提供しています。

コーディネーターがみなさんの困っている状況やニーズを聴きながら、教職員と連携して学びやすい環境を調整します。受診はしたことがないけれど困っている、どのような支援が必要かわからないという場合にも気軽に相談してください。一緒に考えていきましょう。

また、学生サポーター（有償ボランティア）も募集しています。興味のある方は障がい学生支援室に問い合わせてください。

合理的配慮の申請方法について

授業や学生生活の中で合理的配慮を希望する場合は、健康支援課（保健室、学生相談室、障がい学生支援室）のいずれかの窓口にご相談ください。相談後、申請書および診断書等の根拠資料を添えて申請期間内に申請してください。

申請期間について (目安)

春学期申請期間：3月1日～ 5月31日

秋学期申請期間：9月1日～11月30日

申請の手続きに概ね3週間～1ヶ月程度かかります。合理的配慮はさかのぼって対応することが難しいため、可能な限り早めに相談してください。

合理的配慮の一例

使用教室や座席の配慮、教科書等の点訳またはテキストデータ化、PCやタブレットの使用許可、ノイズキャンセリングイヤホンの使用許可、支援機器の貸出、板書の撮影、講義の録音の許可、重要事項の視覚化、グループワーク、発表に関する配慮、別室受験、時間延長、解答方法の変更 等

※合理的配慮は学ぶ機会の均等を目指すものであり、成績や単位の保証(救済)を意味するものではありません。

開室時間 月～金曜日 10:30～18:30

TEL. 075-925-6839

e-mail: shien@kufs.ac.jp

◇保健室

保健室は、学生・教職員の健康診断、健康相談、怪我や疾病等の応急処置、医療機関の紹介、疾病や感染症に関する情報提供・注意喚起等を行い、日常の健康管理・健康保持増進および疾病予防に努めています。また、就職・進学・実習等に必要な健康診断証明書の発行も行っています。体調が優れないときや負傷したときは、我慢せずに来室してください。皆さんが健康な学生生活を送れるようサポートしますので、気軽に利用してください。

※保健室には、内服薬や生理用品は置いていません。

開室時間 月～金曜日 9:00～21:30 土曜日 9:00～17:00

TEL. 075-322-6024

e-mail: hoken@kufs.ac.jp

定期健康診断

定期健康診断は、自己の健康状態を知り、健康を維持していく上で必要不可欠であり、学校保健安全法で定められていますので、必ず受診してください。また、社会人学生の皆さんは、職場健診等の結果(コピー)の提出をもって、これに代えることができます。やむを得ず指定した日時に受診できない場合は、大学指定の健診機関を紹介しますので、必ず保健室に連絡をしてください。

なお、健康診断を受診していない学生に対しては、健康診断証明書を発行することができませんので、注意してください。

学校医による健康相談

学校医に相談のある人は、次の時間帯に来室してください。

木・金曜日 13:00～17:00

病気治療中、経過観察中

現在病気で治療中または経過観察中の下宿生や京都市外から通学する学生は、病状が悪化したときに備えて、京都市内の医療機関と連携できるように地元の主治医と相談しておいてください。

また、学校生活において注意すべきことがあれば保健室へ連絡してください。診断書等の提出をお願いする場合があります。

学校感染症

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の「学校感染症」と診断された場合は、学校保健安全法第 19 条に基づき、学長より出席停止が命じられ「出席停止」の手続きを行います。

1. 最初に行うこと（保健室への連絡）

- ・診断を受けたら、速やかに保健室へ報告するか、感染症報告フォームに入力をして指示を受けてください。

感染症報告フォーム 学校感染症罹患・治癒証明書



感染症報告フォーム : <https://forms.gle/66qkq67vsG5ubhn48>

学校感染症罹患・治癒証明書 :

https://www.kufs.ac.jp/cms_image/file/1-Certificate of Infectious Disease and recovery.pdf

【重要】報告がないまま登校を再開するなど、事後での報告については出席停止の措置は行いません。必ず「治癒する前(発症時)」に報告をしてください。

2. 提出書類について

- ・「診断書」もしくは「学校感染症罹患・治癒証明書」が必要です。
- ・フォームで報告時に画像等でアップロード(添付)が可能です。
- ※報告時に診断書を提出できない場合、療養期間後 1 週間以内(厳守)に提出してください。

3. 授業担当教員への連絡

- ・書類の提出を確認し、出席停止解除後に保健室から授業担当教員へ「出席停止期間」をメールで報告します。
- ・出席停止期間中の授業については、履修上の不利益とならないように教員に配慮を依頼します。ただし、具体的な対応については、学生自身から直接授業担当教員に連絡し、指示を確認してください。

4. 注意事項

- ・UNIPA の表記について : 学校感染症による欠席は、UNIPA「出席管理」上では「欠席」と表記されます。

感染症の予防

- ア. 十分な栄養と睡眠をとり、体力・免疫力をつける。
- イ. 食事前や帰宅時には、必ずうがい、手洗いをする。
- ウ. 部屋は、適度な室温や湿度を保ち、こまめに換気を行う。
- エ. 流行前に医師と相談のうえ、予防接種を受ける。
- オ. マスクの着用を心がけ、人ごみ等への外出を控える。

■ 人権教育啓発室 < ハラスメントに関する相談 >

本学は、すべての学生および教職員の人権を尊重し、ハラスメントのない快適な環境で教育・研究活動を行うことができるよう、「ハラスメントに関するガイドライン」を制定し、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他のハラスメントについて防止の取り組みを行っています。

本学は、あなたのセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントやその他のハラスメントに関する悩みや疑問を受け止め、あなたのプライバシーの保護を第一に配慮し、あなたとともに問題の解決にあたります。

「これってハラスメントかもしれない」と疑問に思ったら、ひとりで悩まず、いつでも相談に来てください。

開室時間 月～金曜日 9:00～17:00

開室時間は変更する場合があります。本学ホームページ上の「開室カレンダー」で確認してください。

TEL.075-322-6045

e-mail : jinken@kufs.ac.jp

ハラスメントは人権侵害

セクシュアル・ハラスメントとは…

相手の望まない性的な言動によって、不快感や屈辱感を抱かせたり、相手の人格や個人としての尊厳を傷つけることです。同性および性的少数者への差別的な言動も含まれます。

< たとえばこんなこと >

- 男女にかかわらず、容姿・容貌を話題にして相手を不快にする。
- 飲み会などで不必要に相手の身体にさわる。
- しつように交際を求める。しつこく電話・LINE など連絡をする。
- ひわいなことばや性的なことばで冗談をいう。

アカデミック・ハラスメントとは…

教育・研究の場における力関係や上下関係を利用した、いじめ・嫌がらせによって、教育を受ける権利、研究を行う権利を侵害する行為です。

< たとえばこんなこと >

- 本人の意思にそわない研究テーマを押しつける。
- 正当な理由なく、指導を行わない。
- 単位認定において、不公平な取り扱いをする。
- 人格を傷つける発言をする。

パワー・ハラスメントとは…

優越的な関係を背景とした、業務の適正な範囲を超えた言動により、身体的若しくは精神的苦痛を与える行為です。

< たとえばこんなこと >

- 大声で威圧的な叱責をする。
- 必要以上に長時間にわたり叱責を繰り返し行う。
- 個人の能力を否定し、罵倒するような内容のメールを送信する。
- 職務上必要な情報を伝えない。

その他のハラスメント

アルコール、モラル、妊娠・出産および育児・介護休業等のハラスメント等があります。

ハラスメントだと感じたら

被害にあった日時・場所・状況・あなたの対応やその時の気持ちなど、被害の記録をとっておいてください。
ひとりで悩まずに相談窓口へ行きましょう。

相談方法

希望するハラスメント相談員に電話や e メールなどで連絡してください。学科や事務室などに関係なく、ハラスメント相談員を選ぶことができます。

ハラスメント専門相談員に相談することもできます。

ハラスメント専門相談員との相談時間は金曜日の 14:00 から 17:00 までです。

本学のハラスメント相談員、ハラスメント専門相談員の氏名や連絡先などの詳細は、本学ホームページを参照してください。

学外の相談機関（無料）

ハラスメントの専門相談機関ではありませんが、全般的な相談に応じてもらえます。

京都府男女共同参画センター らら京都

京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ東館 2 階
TEL.075-692-3437

京都市男女共同参画センター ウィングス京都

京都市中京区東洞院六角下御射山町 262 番地
女性相談：TEL.075-212-7830 男性相談：TEL.075-277-1326

性暴力被害者の相談は…

京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター

京都 SARA 全国共通ダイヤル（フリーダイヤル）
TEL.075-222-7711 #8891
Email:kyotosara @ iaa.itkeeper.ne.jp

アルバイト

アルバイトは、学資や生活費の一助とするのが基本です。
学業や健康等に支障のないよう十分注意して就労するように心がけてください。
特に新入生の皆さんは、春学期中はまず大学生活に慣れるようにしてください。

本学では、危険を伴うものや教育的に好ましくない職種を避けるため「学生アルバイト情報ネットワーク（バイトネット）」に加盟し、安心・安全なアルバイトを紹介しています。このシステムは、パソコンやスマートフォンから、いつでもアルバイト求人情報を検索することができます。

アルバイト紹介システム利用方法

- 1. 学生アルバイト情報ネットワーク（バイトネット）にアクセス**
<https://www.aines.net/kufs/>
- 2. 登録**
初めて利用する場合は、本学が交付するメールアドレスが必要です。
新規登録ページよりメールアドレスを登録し、IDとパスワードを取得してください。
※学内のパソコンに限り、オートログインが利用できます。
- 3. 閲覧**
取得したIDとパスワードでログインすれば、求人情報が閲覧できます。
- 4. 応募**
希望する求人先へ各自で連絡し、面接日などの指示を受けます。
※このアルバイト紹介システムは、本学が「(株) 学生情報センター」に業務委託しています。
大阪事務局 TEL：0120-749-155 FAX：06-4806-0550

■ 注意事項

アルバイトの募集は、求人誌やインターネット、チラシ等さまざまな方法で行われていますが、これらの中には、危険を伴うものや学生にふさわしくない職種、不利益な労働条件なものも含まれており、事故やトラブルも起きています。
応募の際には十分注意し、また就労するにあたっては以下の内容を必ず確認してください。

- ① 仕事内容、就労場所
- ② 始業・終業時間、休憩時間、休日・休暇の諸条件
- ③ 賃金（金額、支払日、支払方法）
※時間給契約の場合、休憩時間に対する賃金は、通常支払われません。
※時間外や深夜に労働した場合は、賃金は割増しになります。
- ④ 仕事や通勤途中の事故やけが
※労災保険で療養費が支払われます。
その他、不明なことや気になることは必ず契約時に確認してください。

■ トラブルが起ったら

賃金の不払い、就労条件が違うなどのトラブルが起こった場合は、アルバイト就労にも労働基準法が適用されますので、アルバイト先の会社を管轄する労働基準監督署に相談してください。

- 京都労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/home.html>
- 大阪労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/home.html>
- 兵庫労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/home.html>
- 夜間・土日の相談は「労働条件相談ホットライン」へ
TEL：0120-811-610
月～金 …… 17:00～22:00
土・日・祝 …… 9:00～21:00

食堂・書籍部・購買部・証明写真機・ATM

■ LIBRE (リブレ) 12 号館 月～金／11:00～14:00

学内最大のランチスポットは、557 席の食堂コーナーと 112 席のカフェコーナーを備えた、明るく開放的な空間です。低価格でボリューム満点のメニューが豊富に揃っており、学生たちがリラックスして食事を楽しむことができます。

■ COMPAGNO (コンパニーノ) 1 号館 月～金／9:00～18:00

「COMPAGNO」は、イタリア語で「仲間と共に集う」という意味を持つ、1 号館地階にあるオープンスタイルのカフェラウンジです。130 席を備え、学生たちがリラックスした時間を過ごせるだけでなく、自習や語らい、異文化交流の場としても利用されています。売店では、コーヒーや食品など、学生のニーズに応じた品揃えがあり、便利な学内のオアシスとなっています。

■ CAFE TARO (カフェタロー) 9 号館 月～金／10:00～17:00

京都外国語大学の壁に飾られた岡本太郎画伯による貴重なレリーフが印象的なレストランです。72 席の落ち着いた空間の中、留学生が多いこの大学ならではの、国際的でリラックスできる雰囲気、家庭的な親しみやすいメニューや、ドリンクのテイクアウトもある、静かに人気を集めているスポットです。

■ 書籍部 (丸善雄松堂) 11 号館 月～金／9:00～18:00 土／10:00～15:00

学生にとって書籍は重要なパートナーであり、ここでは一般書、洋書、雑誌、専門書など幅広く揃えています。必要な本がない場合は注文で取り寄せも可能で、すべて 1 割引で購入できます。この充実したラインナップは、学生の学びをサポートし、心強い味方となっています。

■ 購買部 (マツ・コーポレーション) 11 号館 月～金／9:30～18:00

文房具や家電製品、チケットなど、学習に必要なアイテムから生活用品まで、幅広く揃っており非常に便利です。

■ 証明写真機

11 号館購買部の東側に、国際学生証や履歴書、パスポート用などの証明写真が撮影できる機械が設置されています。

■ キャッシュコーナー 月～金／9:00～20:00 土／9:00～14:00

三井住友銀行の ATM が、2 号館 1 階北側ロビーに設置されています。

※営業は休暇および大学行事（入試等）の実施状況により変更する場合があります。

付属図書館

■ 図書館・開館時間

	月～金曜日	土曜日	所蔵資料
図書館本館（7号館1階）	9:00～21:00	9:00～17:00	資料全般
アジア関係図書館（9号館2階）	10:00～18:00	—	アジア関係資料全般
第5閲覧室（6号館1階）	10:00～20:00	—	多読図書、二言語同時学習用図書、AV資料

京都国連寄託図書館（9号館2階）	10:00～18:00	—	国連資料
------------------	-------------	---	------

- ・ 図書館を利用する際は、必ず学生証を携帯してください。入退館の際、学生証を入退館ゲートのICカード読み取り部に近づけてください。
- ・ 休館日は、通常授業実施日、特別開館日を除く日曜および祝日、創立記念日、夏期・冬期休暇中の一定期間です。
- ・ 開館日や開館時間は、図書館ホームページや開館日程表でお知らせします。

■ 館外貸出について（貸出冊数と期間）

	冊数	期間
大学院生	20冊	4週間
学部生	10冊	3週間
短大生	10冊	3週間
科目等履修生	6冊	2週間
特別貸出（特別図書貸出制度）	6冊	4週間

- ・ 本館および第5閲覧室では、自動貸出・返却機で図書の貸出・返却ができます。アジア関係図書館ではカウンターで申し込んでください。
- ・ 図書の返却：返却期限までに学生証を添えて返却してください。返却が遅れると延滞日数に応じて一定の期間、貸出を受けられません。
- ・ 閉館中の図書の返却は、図書館本館正面に置いてある図書返却ポストに入れてください。ただし、返却遅れの図書は入れないでください。
- ・ 貸出中の図書を予約することができますので、本館総合カウンターに申し込んでください。また、図書館ホームページの「MyLibrary」からもWeb予約をすることができます。

■ 図書館では次のサービスを行っています。

レファレンス・サービス	資料の探し方や図書館の利用法がわからない時などは本館総合カウンターに申し出てください。	
蔵書検索	図書館の資料は蔵書検索で調べることができます。 蔵書検索ページはこちら → https://opac.kufs.ac.jp	
相互協力サービス	京都府内の公共図書館や、他大学図書館などから相互協力の取り決めに従って、複写物や図書の取り寄せができます。なお、他大学図書館の利用については、本館総合カウンターまでご相談ください。	
パソコン利用コーナー	第1閲覧室のパソコン利用コーナーでノートパソコンを利用することができます。	
MyLibrary	図書館ホームページからログインできます。利用状況照会、貸出履歴、予約登録、継続貸出、購入希望依頼など個人ポータル機能を活用することができます。	
学外利用サービス (MyLOFT)	電子書籍・電子ジャーナルおよびデータベースを学外から利用することができます。	

※図書館利用の詳細は、『Library Guide』をご覧ください。



ICTサービス・設備利用案内

■マルチメディア自習室 MAICO (6 号館／6 階)

「個人の学習目標達成のためのマルチメディア利用」という意味を表す『MAICO』。コンピューターを使用して、各種ツールを活用した学習ができ、目的に合わせた多様な自習スタイルに対応しています。

- ・個別学習エリア (12 席)
コンピューターを用いた自習が可能です。
- ・簡易個室 (5 席)
個別に仕切られたブースがあり、集中したい時に利用できます。コンピューターが必要な場合は、受付でノートパソコンを貸し出ししています。
- ・予約可能な個室 (3 室)
学習室 (2 室)：コンピューター、プロジェクター、ホワイトボードを備えていますので、グループ発表の練習等に利用できます。
コンテンツ編集・制作室 (1 室)：自分の声を録音したり、動画の編集・制作に活用することができます。
- ・ラボスペース
研究や授業で使用していない時は、自習スペースとして利用できます。コンピューターが必要な場合は、受付でノートパソコンを貸し出ししています。

※最新の開室状況は、「MAICO 開室カレンダー」(<https://www.kufs.ac.jp/rcmme/opentime.html>)を確認してください。

【個室の予約方法】

予約方法の説明サイト (<https://sites.google.com/kufs.ac.jp/maico-info/roomreservation>)を確認のうえ、同ページ内にある予約サイトにアクセスしてください。

■CALL 教室 (131 教室／1 号館 3 階、732 教室／7 号館 3 階、833・834 教室／8 号館 3 階)

英語を基軸にもう 1 つの外国語を同時に学べる「2 言語同時学習」をはじめ、CALL (コンピューターを利用した語学学習) など、さまざまなメディア教材を活用した授業で使用しています。

■情報処理演習室 (641・642 教室／6 号館 4 階、651・652 教室／6 号館 5 階)

Microsoft Office だけでなく、画像編集 (641・642 教室のみ)、統計処理といった専門性の高いソフトウェアも導入し、コンピューターを利用する数多くの授業で使用しています。

■836 教室 (同時通訳・遠隔授業対応／8 号館 3 階)

欧州会議 (EU) や国連の欧州本部でも採用されている同時通訳システムを導入。遠隔授業システムを使用して国内外の大学と遠隔授業をすることができます。

■自習用ノートパソコン

4 号館 1 階・3 階に自習用ノートパソコンの自動貸出 PC ロッカーを設置しています。

最新の設置場所・利用状況は、「コンピューター利用状況サイト」(<https://sites.google.com/kufs.ac.jp/openpc>)を確認してください。

■学内 ICT サービス・設備についての最新情報

詳細な情報は「ICT サポートページ」(https://sites.google.com/kufs.ac.jp/it-suportinfo/kufs_it)を確認してください。

MAICO
開室カレンダー



MAICO個室
予約サイト



コンピューター
利用状況サイト



ICTサポート
ページ



※ログインを求められる場合は、大学のメールアドレス (～@kufs.ac.jp) でログインしてください。

ランゲージセンター

ランゲージセンターは、皆さんが学んでいる外国語／授業で使用する言語の理解・運用能力の向上を図るとともに、正課外における、多様なニーズに基づいた語学講座などのプログラムを提供します。また、本学が有する語学教育資源を広く学外に提供することにより、地域・社会への貢献に資することも目的としています。

ランゲージセンターは、4号館1階にて外国語自律学習支援室 NINJA(以下「NINJA」)を運営しています。



〈NINJA セッションエリア〉



〈NINJA グループワークエリア〉



学習相談 学生×教員

語学学習・アカデミックスキル全般についてラーニングアドバイザー(日本人・外国人教員)に相談できるセッションです。学習目標設定・計画、語学検定試験、進路、語学スキル向上、レポートの書き方などについての相談に応じます。「学習について自分が何を悩んでいるかわからない」という相談でもウェルカム!(ただし、原則成績に関する添削はできません。)

- 予約制ですが、当日予約が入っていないセッション枠があればNINJA受付カウンターで申し込むこと(Drop-in)もできます。
- セッション形式は対面(NINJA)またはオンライン(Microsoft Teams)が選べます。

・アドバイジングセッション

日本人ラーニングアドバイザーと語学学習・アカデミックスキル全般についてゆっくりと話ができる40分のセッションです。

・スピーキング/ライティングセッション

外国人ラーニングアドバイザーに英語等のスピーキングとライティング全般について何でも相談できる40分のセッションです。

・日本語アカデミックヘルプデスク

日本語を専門とする日本人教員に日本語学習やライティングスキルについて相談ができる40分のヘルプデスクです。

学び・交流 学生×学生

ピア(学生同士)で学習を行うセッションや留学生と日本語で話すプログラムの他、タイの大学で日本語を学ぶ学生とのビデオチャットなど国際交流もできます。

またNINJA学生コミュニティによるアクティビティやイベントも開催しています。

- 予約制ですが当日予約が入っていないセッション枠があればNINJA受付カウンターで申し込むこと(Drop-in)もできます。
- セッション形式は対面(NINJA)またはオンライン(Microsoft Teams)が選べます。

・ピアチュータリングセッション

ピアチューター*に英語の勉強方法や語学検定試験対策のコツなどについて相談できる30分のセッションです。学生スタッフだからこそ知っている情報や成功・失敗体験はきっとこれからの勉強の助けになります。

※主に英語に関する学習支援をおこなう学生スタッフ。定期的に研修に参加し、学習支援に関する知識やスキルを習得しています。

・Have a Chat

Have a Chatスタッフ*と世界のさまざまな言語を使っておしゃべりができる30分のセッションです。友達と楽しく参加したい人にもお勧めです。

※英語や世界のさまざまな言語で自由にコミュニケーションが取れる留学生をはじめとする学生スタッフ



・コツはまかせ先輩に！

英語学習で困っていることやアドバイスがほしいことについてピアチューターと定期的に話せる 60 分の小グループ制プログラムです。授業の空き時間を使って先輩の勉強方法や TOEIC のコツを知りたい人、友達と一緒に楽しく学びたい人にお勧めです。

※事前申込制（先着順）です。

・JCBP : Japanese Conversation Buddy Program

日本語を学習中の留学生と、国際交流を希望する学生がバディを組み、学期中毎週 1 回 40 分日本語で会話をするプログラムです。留学生と日本語で会話する中で、日本人学生も確かな日本語力の必要性を実感し、双方の日本語力を伸ばし合います。さらに、大学生活を豊かにする人間関係の構築や、多文化理解を促します。※マッチング制です。



・TLJ : Talk and Learn Japanese

タイの大学で日本語を学ぶ学生と 1 対 1 でバディを組み、ビデオチャットで日本語授業の復習・会話練習を行います。秋学期の約 2 ヶ月間毎週 1 時間の活動では、多文化理解の機会と、能動的に聴くこと、伝わりやすく表現することに真摯に取り組む経験を得ることができます。担当教員が毎週の活動の振り返りを丁寧に見守り、「説明する力」も養います。言語を問わず教員志望者にお勧めのプログラムです。

・イベント

NINJA の魅力を発信し、言語学習の楽しさを伝えるために活動している学生コミュニティ“NINJA Cast”（209 ページ）が、ランチタイムのアクティビティや季節ごとのイベント、言語・文化に関するプロジェクトなど様々な企画を実施します。

※一部予約制の場合があります。

講座・セミナー

ランゲージセンターでは学生の「目的」と「レベル」に合わせて講座やセミナーを対面やオンラインで開講しています。自分に最適な課題にチャレンジしてください。詳細は UNIPA でお知らせします。

・集中講座

夏期または春期休暇中に集中講座を開催し、英語のスキルアップのお手伝いをします。

・ランチタイムセミナー

ランゲージセンターの専任教員が、学生が今知りたい情報をコンパクトに紹介するセミナーです。

英語に関するもの：レポート対策・プレゼンスキルアップなど

「大人の日本語」：質問・感想・説明・プレゼン・発表スライド・Email の基本、レポートのための情報検索・引用方法・参考文献の書き方・Word 操作



IELTS 説明会

学習支援コミュニティ

《NINJA Cast》

外国語自律学習支援室 NINJA の魅力を発信し、言語学習の楽しさを伝えるために活動している学生コミュニティです。言語・文化に関するイベントやプロジェクトを企画・実施しています。

NINJA Cast メンバーは、NINJA カウンタースタッフや Have a Chat スタッフ、ピアチューターとしても活躍しています。

< NINJA インスタグラム >



学修サポート資料

「レポート作成サポート情報」や「メール作成サポート情報」など、大学での学修をサポートする資料を作成・提供しています。



< 学修サポート資料 >



各種語学検定試験受験料助成

125 ページまたは 175 ページへ



本学の教育の柱である「複言語・複文化の理解」の促進にあたり、学生の皆さんが学んだことを実践する機会を提供しています。

LinguaLink (翻訳・通訳人材バンク) は、事前に登録した学生を対象に、京都を中心とした学外から依頼があった翻訳や通訳の業務（有償・無償）を随時案内しています。

また、業務を行うにあたって、事前に必要な知識・ノウハウに関する研修や情報提供も行っています。

登録制となっていますので、活動を希望する学生は以下から登録を行ってください。

■ LinguaLink への登録

LinguaLink への登録は、以下の QR コードもしくは URL にアクセスし、専用フォームから登録*をしてください。または、Kyoto Gaidai UNIPA で案内される説明会に参加してください。

※登録時に、本学が発行するアカウント（例 25ua9999@kufs.ac.jp）によるログインが必要です。

登録フォーム

<https://forms.gle/PGYpbTrPEAPQGMb57>



■ LinguaLink 2025 年度の活動

- ・京都ハンナリーズホームゲーム通訳案内ボランティア（2024年9月～2025年5月）
- ・大阪・関西万博関西パビリオン京都ブース翻訳プロジェクト（2024年11月～2025年7月）
- ・国際会議 ISO/TC37（国際標準化機構第37委員会）通訳案内ボランティア（6月）
- ・祇園祭通訳案内ボランティア（7月）
- ・神宗（かんそう）日本の伝統食文化紹介の多言語化プロジェクトビデオ翻訳（7月～9月）
- ・京まふ（京都国際漫画・アニメフェア）通訳案内ボランティア（9月）
- ・京都市食品ロス削減月刊該当啓発キャンペーン多言語対応サポート（10月）
- ・大津祭通訳案内ボランティア（10月）
- ・特別講演会（講師：南谷かおり / テーマ：医療通訳）の実施（10月）

その他、随時ウェブページにて更新

LinguaLink ウェブページ

<https://sites.google.com/kufs.ac.jp/lingua-link/>



国際文化資料館 <10号館3階・4階>

京都外国語大学国際文化資料館は、世界各地の民族資料を収集、研究、保存し、展示するため1990年に準備室を開設、1991年に開館しました。近年新たに古代アンデスの考古資料、台湾～フィリピン～インドネシアなどの民族資料を収蔵し、既存資料とともに展示・公開しています。

国際文化資料館は、〈PAX MUNDI PER LINGUAS〉、すなわち「言語を通して世界の平和を」の建学の精神を具体的な博物館活動で実践している研究・教育・普及・国際交流施設です。世界の各地でさまざまな民族が創り上げた資料を収集、調査研究、展示、そして本学学生はもとより地域に開かれた教育普及活動を行ない、地域から世界に向けた協働と交流を進めています。

【収蔵分野】

イスラム世界の生活用品／グアテマラ・マヤの民俗資料（寄託品）／メキシコ考古資料（複製品）・民芸品・民俗資料／ブラジル・バイーア州民族資料／中国の兵馬俑（複製品）／ポルトガルの大航海時代におけるアジア進出関係資料／ラテンアメリカ現代美術／忍 TOBITA の絵画、陶芸品／古代南米美術品／中東資料／東南アジアの工芸品

【主な収蔵品／コレクション】

- ・イスラム世界の生活用品：衣装、水差し・なべ・やかんなどの用具、楽器、水タバコ用具など
- ・グアテマラ・マヤの民俗資料（寄託品）：すり鉢・乳鉢・メタテなどの石製品、染織された糸、豆、ヒカラ・カカオなど市で売られているもの、市の風景の写真など
- ・メキシコ考古資料（複製品）・民芸品・民俗資料：陶製女性像、多彩色陶製ろうそく立て、鞆、布、帽子など
- ・中国美術：兵馬俑（複製品）、陶磁器、書画、硯など
- ・ポルトガル大航海時代におけるアジア進出関係資料：天体観測器具、火縄銃など
- ・ラテンアメリカ現代美術：プスタマンテ作の彫刻
- ・忍 TOBITA コレクション：絵画、陶芸品
- ・古代南米美術品：土器、染織品など
- ・中東資料：ペルシャの土器など
- ・東南アジアの工芸品：櫛、籠、仮面など

開館日時 月～金曜日 10：00～16：00

休館日 土曜日・日曜日・祝日

※展示替えなどのため臨時休館することがあります。

※特別展開催時は、休館日が変更になります。

TEL.075-864-8741

e-mail : umc@kufs.ac.jp

HP <https://www.kufs.ac.jp/umc>



奨学金一覧

※制度に変更が生じる場合がありますので、必ず本学ホームページ等で確認してください。

経済的負担を軽減し、安心して学生生活が送れるよう、各種奨学金制度を設けています。

留学したい学生対象 担当部署：国際部

■交換留学プログラム [派遣留学 A]

給費

- 留学先大学の授業料免除および
留学奨学金 25 / 50 万円
(短期大学生は 30 万円)
海外の協定大学へ派遣する学生に
対して支給

対象	採用人数
大学に在学する正規生	80 ~ 160 名
短大に在学する正規生	

■セメスター・アブロード・ プログラム [派遣留学 B]

給費

- 留学奨学金 25 万円
海外の協定大学へ派遣する学生に
対して支給

対象	採用人数
大学に在学する 正規生	20 名

■ブリッジ・プログラム [派遣留学 C]

給費

- 留学奨学金 50 万円
海外の協定大学へ派遣する学生に
対して支給

対象	採用人数
大学に在学する 正規生	3 名

■夏期英語研修

給費

- 留学奨学金 24 万円
海外の協定大学へ派遣する学生に
対して支給

対象	採用人数
短大に在学する正規生	5 名

■First-Step Abroad Program (校友会)

給費

- 留学奨学金 5 万円
プログラムに参加する学生に対し
て支給

対象	採用人数
大学に在学する正規生	参加者全員
短大に在学する正規生	

経済的理由により修学困難な学生対象 担当部署：学生生活課

■学費補助奨学金

給費

- 大学 30 万円
短期大学 15 万円
勉学に励みながら、家計の状況が
厳しく、修学が困難な学生に対し
て支援する

対象	採用人数
大学 1 ~ 4 年次生	29 名程度
短大 1・2 年次生	2 名程度

■自然災害の被災による学費減免

給費

- 当該学期の学費全額または
1/2 相当額を免除および
見舞金 10 万円
自然災害により被害に遭った学生
に対して支援する

■家計急変緊急給付金

給費

- 大学 30 万円
短期大学 15 万円
家計が急変し修学が困難な学生に
対して支援する

■私費外国人留学生授業料減額

給費

- 当該年度の授業料の 30% を
減額
学業成績優秀者で、経済的理由により
学費の納入が困難な私費外国人留学生
に対して支援する

対象
大学に在学する正規生 (在留資格「留学」を有する人)

■日本学生支援機構 奨学金

給費

貸費

- 学業成績優秀者で、経済的理由に
より修学困難な学生に対して
給付・貸与する

成績優秀者の学びをサポート 担当部署：学生生活課・国際部

■森田基金奨学金

給費

- 大学 30 万円
短期大学 15 万円
- 学業成績が特に優秀で、他の学生の模範と認められる人に支給

対象	採用人数
大学 2 ～ 4 年次生 (外国語学部)	39 名
大学 2 ～ 4 年次生 (国際貢献学部)	10 名
短大 2 年次生	2 名

■校友会奨学金

給費

- 15 万円
- 学業成績優秀者で、日本との文化交流に貢献する私費外国人留学生に対して支給

対象	採用人数
大学 2 ～ 4 年次に在学する正規生 (在留資格「留学」を有する人)	8 名

語学検定試験の資格取得をバックアップ 担当部署：教育支援課・ランゲージセンター

■新入生対象 GTEC受験料免除

給費

- 受験料相当額
- 入学前に実施する GTEC の受験料相当額を補助

対象	採用人数
大学の新入生	新入生全員
短大の新入生	

■TOEIC (IP) 受験料免除

給費

- 受験料相当額
- 年度末に実施する TOEIC (IP) の受験料相当額を補助

対象	採用人数
外国語学部 に在学する正規生	受験者全員
短大に在学する正規生	

■GTEC受験料免除 (後援会)

給費

- 受験料相当額
- 年度末に実施する GTEC の受験料相当額を補助

対象	採用人数
大学に在学する正規生	受験者全員
短大に在学する正規生	

■語学検定試験受験料助成制度 (後援会)

給費

- 受験料相当額
- 各種語学検定試験の受験料相当額を後援会が年度に 2 回助成

対象	採用人数
大学に在学する正規生	申請者全員
短大に在学する正規生	

■語学検定試験受験料助成制度 (アセスメント)

給費

- 受験料相当額
- 大学指定の検定試験の受験料相当額を年度に 1 回助成

対象	採用人数
外国語学部 (英米語・日本語学科除く) に在学する 正規生	申請者全員

※対象となる検定試験
125 ページ・175 ページ参照

※対象となる検定試験
53 ページ・54 ページ参照

その他にもさまざまな支援制度を用意 担当部署：学生生活課

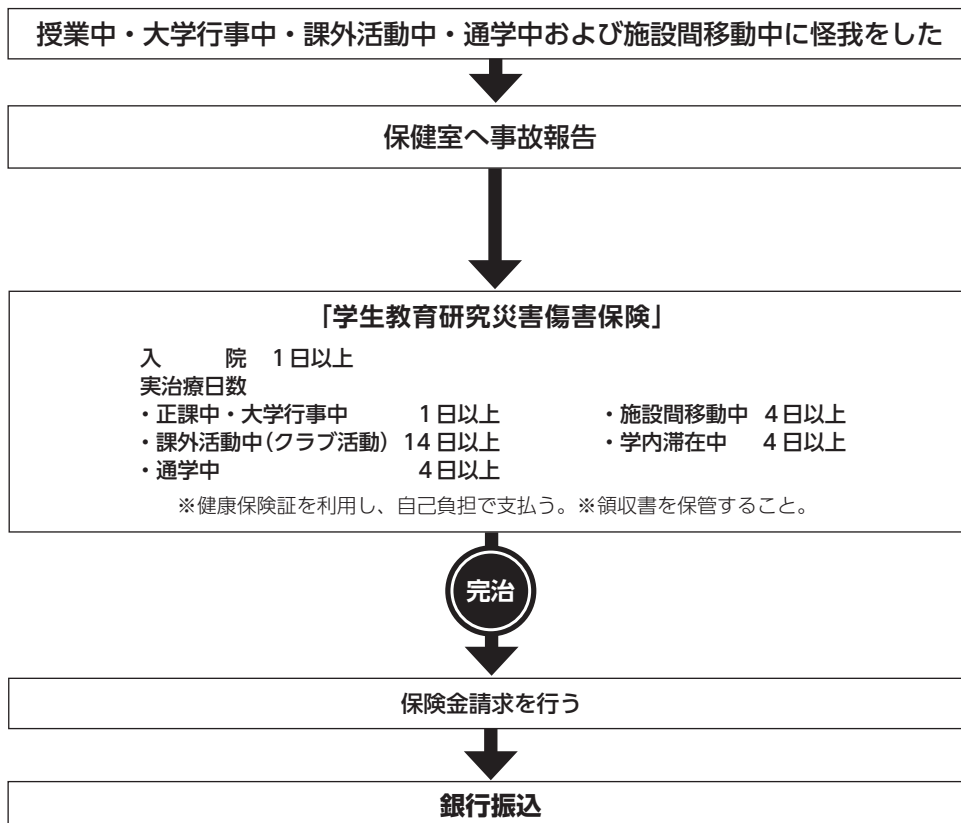
名称	制度概要	対象	採用人数	支給額
校友会 「輝く星となる学生」 奨学金 (給費)	学業成績優秀者で、将来に向けてさらなる可能性 (潜在的能力) を有している学生に対して支給	大学 1 ～ 3 年次生 短大 1 年次生	5 名以内	10 万円 (単年度)
校友会 併設短期大学推薦編入学試験 入学検定料助成金 (給費)	併設短期大学推薦編入学試験で合格し入学する学生に対し、入学検定料の一部を支給	短大 2 年次生	40 名程度	3 万円 (単年度)
石間裕給費奨学金 (給費)	学業成績優秀者で、就職への意欲がありながら、経済的理由により修学困難な学生に対して支給	大学 3 年次生	1 名	40 万円 (単年度)

上記以外に、民間団体や地方自治体からも本学に対して奨学金の募集依頼があります。

災害傷害保険給付

■ 学生教育研究災害傷害保険

授業・大学行事・課外活動に安心して参加できるよう、正規生全員が加入しています（大学負担）。



■ スポーツ安全保険

本学公認団体に対して、加入を義務付けています。

■ 学研災付帯学生生活総合保険

学生生活における傷害事故・賠償を要する事故等不測の事態に備え、学内外を問わず、1日24時間を総合的に補償する公益財団法人日本国際教育支援協会の「学研災付帯学生生活総合保険」を紹介しています。この制度への加入は任意で、希望者は下記へ連絡してください。

問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社取扱代理店：T. S. A.

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-16-10 コスモス御苑ビル 501C

フリーダイヤル 0120-085-086

NO DRUGS!

「危険ドラッグって、どこでも手に入るじゃない」「大麻って実は安全なんだって」「海外では合法だから大丈夫」「1回ぐらいならやったって平気」「みんなやっているよ」「気分が明るくなるよ」

これらはSNSを通じてよく目にし、またよく聞く誘い文句ですが、このような甘い言葉に乗せられて興味本位で薬物に手を出すのは絶対にやめてください。気づいたときには薬物がないと生活できなくなり、友人関係や家族関係も崩壊し、とりかえしのつかない事態に陥ります。

怖いのは、薬物に関する中途半端な知識と「自分は大丈夫。関係ない」という思いこみです。大麻をはじめ薬物乱用に関する正しい知識を身につけ、断る勇氣が必要です。

危険ドラッグは、近年、特に深刻な社会問題となっており、意識障害や呼吸困難などの深刻な症状を引き起こすだけでなく、乱用者による犯罪や交通事故が頻発しています。医薬品医療機器等法（旧薬事法）によって指定薬物の輸入、製造、販売、授与に加え所持、使用、購入、譲り受けも禁止されています。持っているだけでも取り締まりの対象となることをしっかりと認識してください。違反した場合、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらが併科されます。

大麻は、記憶への影響、学習能力の悪化、知覚の変化、人格喪失などを引き起こすほか使用を止めても依存性が残るなどとされています。

大麻は、大麻取締法により刑罰の対象になります。

- ・栽培、輸入、輸出 → 1年以上10年以下の拘禁刑
- ・使用、所持、譲り受け、譲り渡し → 7年以下の拘禁刑

覚醒剤は、特に依存性が高く、乱用を続けると覚醒剤精神病になります。その症状は、使用を止めても長期間残る危険性があります。大量の覚醒剤を摂取すると急性中毒になり、死亡することもあります。

覚醒剤は、覚せい剤取締法により刑罰の対象になります。

- ・輸入、輸出、製造 → 1年以上の拘禁刑
- ・使用、所持、譲り受け、譲り渡し → 10年以下の拘禁刑

また、ほかの薬物も「麻薬及び向精神薬取締法」「あへん法」「毒物及び劇物取締法（シンナー等）」などの法律で規制されています。

< 相談窓口 >

きょうと薬物乱用防止情報センター TEL: 075-414-4790 e-mail: yakumu@pref.kyoto.lg.jp
京都府精神保健福祉総合センター TEL: 075-641-1810
京都市こころの健康増進センター TEL: 075-314-0874

< 参考 >

公益財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター URL: <https://www.dapc.or.jp/>

ストーカーは犯罪行為

同じ相手に対して繰り返し「つきまとい等」を行うのがストーカー行為です。ストーカー規制法により「ストーカーは犯罪行為」であることが明確になりました。普段から不審な人物に気をつけること、また対人関係にも気を配ることが自身を守る第一歩です。学生生活等にて、不安に思うことがあれば学生生活課に相談してください。

こんな人がストーカー

特定の人に対する好意の感情などを満たすため、次のような行為を繰り返して行えばストーカーとみなされます。

- 住居や学校などでのつきまとい、待ち伏せ、押しかけ、うろつき。
- 監視していると告げる行為。
- 面会、交際など義務のないことを要求すること。
- 著しく粗野な言動、乱暴な言動。
- 無言電話、連続した電話・ファクシミリ・電子メール・SNS メッセージ、手紙。
- 汚物や動物の死体などの送付。
- 名誉を傷つける。
- 性的羞恥心を侵害する。

被害を受けたら警察に相談

警察ではあなたを守ることを最優先に考えて相談体制を整えており、こうした悪質な行為に対して、行為者への警告や犯罪捜査による検挙などを行うほか、被害者に対して被害防止策のアドバイスや防犯機器の一時貸し出し、被害の防止交渉に関する助言などを行っています。

ストーカー行為をした者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。また、警察からの禁止命令等に違反してつきまとい等をした者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金が科せられます。

相談時にはできるだけ多くの証拠を

ストーカー行為は人間の感情と深く関わっているため、公的機関である警察の介入が難しい面もあります。そこで、警察に相談する際は自分の受けたストーカー行為が第三者にも明確に伝わるよう、できれば次のような証拠を集めておきましょう。

- ストーカー行為のあった日時や場所をできるだけ詳しく記録しておく。
- ストーカーの言動や動作を文書にしておく。
- 手紙やメール、着信履歴を保存し、電話や会話も録音しておく。
- 相手の身元が分からない場合は、身長や体型、メガネの有無や髪形など、できるだけ詳しい特徴を記録しておく。

ストーカー被害の外部相談窓口

京都ストーカー相談支援センター KSCC TEL.075-415-1124
京都府警察 警察総合相談室 # 9110 または TEL.075-414-0110
最寄りの警察署

危険な「闇バイト」や詐欺に注意！

SNSなどで「高収入」「楽して稼げる」といった甘い言葉で募集されているアルバイトには、犯罪に加担させられる危険性が潜んでいます。

- 受け子、出し子**：詐欺グループの一員として、被害者から現金やキャッシュカードを受け取ったり、ATMから不正に現金を引き出したりする行為です。
- 叩き（タタキ）**：強盗のことです。
- 名義貸し**：自分の名義で携帯電話や銀行口座を契約し、犯罪組織に渡す行為です。
- 運び屋**：薬物などの違法な物品を運搬する行為です。

あなたも被害者、そして加害者になる可能性があります

こうした「闇バイト」は、軽い気持ちで始めたつもりでも、気づかぬうちに詐欺や強盗などの重大な犯罪の実行犯になってしまいます。

「知らなかった」では済まされません。犯罪に加担した場合、懲役刑や罰金刑などの厳しい刑罰が科せられるだけでなく、**多額の損害賠償**を請求されることもあります。

また、個人情報抜き取られたり、違法な労働を強要されたりして、**あなた自身が犯罪の被害者**になってしまうケースも後を絶ちません。

少しでも怪しいと感じた場合は、一人で抱え込まず、すぐに**警察や消費生活センター**に相談してください。

詐欺の被害に遭わないために

- 「**お金が急に必要になった**」というメールやSNSのメッセージが、友人や家族から送られてきても安易に信用しないでください。必ず本人に直接電話などで確認しましょう。
- 「**当選しました**」「**限定セールです**」など、心当たりのない不審なメールやSMSのURLは、絶対にクリックしないでください。
- 「**あなたの情報が漏れています**」などと不安をあおる電話やメールにも注意が必要です。

闇バイトに関する外部相談窓口

警察相談専用電話：#9110

消費者ホットライン：188

最寄りの警察署：警察署の生活安全課

SNS利用上の注意

SNS利用上の注意喚起

SNSは友人や家族とのコミュニケーション、情報収集に大変便利なツールですが、使い方を一歩間違えると、自分自身や他者を傷つけたり、思わぬトラブルに巻き込まれたりする危険性があります。以下の点に十分注意して、責任ある利用を心がけましょう。

個人情報の公開に注意する

SNSに安易に**個人情報**を公開することは、犯罪に巻き込まれるリスクを高めます。

- 氏名、住所、電話番号、生年月日、顔写真などの個人情報は、公開範囲を限定するか、公開しないようにしましょう。
- 大学名や所属学部、サークル名などを公開することで、**ストーカー被害**や**なりすまし**に遭う可能性も考えられます。
- 投稿に位置情報が付加されていないか、必ず確認しましょう。

誹謗中傷や差別的な発言をしない

匿名性が高いからといって、他者を**誹謗中傷**したり、**差別的な発言**をしたりすることは絶対にやめましょう。

- 軽い気持ちで投稿した内容でも、受け取った相手は深く傷つくことがあります。
- 他者を攻撃するような投稿は、**名誉毀損**や**侮辱罪**などの法的責任を問われる可能性があります。
- 一度インターネット上に公開された情報は完全に消すことは困難です。過去の投稿が将来の就職活動などに影響を与える可能性も念頭に置いておきましょう。

著作権や肖像権を侵害しない

インターネット上の**画像**、**文章**、**音楽**、**動画**などを無断で転載・共有することは、**著作権の侵害**にあたります。

- 他者の顔が写っている写真を許可なくSNSに投稿することは**肖像権の侵害**にあたる可能性があります。
- 著作権・肖像権侵害は、損害賠償を請求されるなど、法的なトラブルに発展する可能性があります。

SNSに関するトラブルに巻き込まれた場合の外部相談窓口

警察相談専用電話：#9110

違法・有害情報相談センター：<https://www.ihaho.jp/>

あの手この手の悪質商法

言葉巧みな勧誘で高額な商品やサービスを売りつける悪質商法。そのターゲットになりやすいのが社会的経験に乏しい若者です。悪質商法で扱われる商品は、絵画や宝石から健康器具、布団、さらに学習教材や資格講座、エステまで多彩。世の中にはそんなにおいしい話などないはずと冷静に考えて、だまされないようにするのが一番ですが、万一契約してしまった場合はクーリング・オフ制度を利用してすぐに解約し、被害を防止しましょう。

悪質商法の手口はさまざま

■マルチ(まがい)商法

友だちや知り合いを販売組織に加入させたり、商品を売ったりすると次々にリピートが入って簡単に高収入が得られる。そんな誘い文句で入会を促し、入会金や商品の購入代金を支払わせる商法です。しかし、実際には1人が2人を、2人が4人を勧誘するといったネズミ算式のシステムはすぐに行き詰って破綻してしまうことが明らかです。また、金銭的な被害だけでなく、加入した人は身近で声を掛けやすい友人などを勧誘するため、大切な人間関係を損なうことも少なくありません。最近ではインターネットを利用した「ネットねずみ講」も広がっていますので十分に注意してください。

■キャッチセールス

繁華街などで「アンケートに答えてください」「いま、無料でお肌のチェックをしています」といった声を掛けて営業所などに誘導し、断り切れない雰囲気をつくって高価な宝石や化粧品、エステなどを強引に契約させる手口です。知らない人から甘い話を持ちかけられても決して応じないようにしましょう。

■アポイントメントセールス

電話や郵便で「珍しい宝石があるのでご覧いただきたい」とか「あなたが当選なさいました」と営業所や喫茶店などに呼び出し、商品や会員権などを売りつける手法です。呼び出された先では帰ろうとしても帰らせてもらえず、何時間も説得されるため根負けして買ってしまうケースが多いようです。また、出会い系サイトなどで知り合った異性から「会いたい」と誘われて出かけ、宝石や毛皮など高額商品の契約をさせられる「デート商法」にも気を付けてください。

■資格商法

「安い受講料で簡単に資格が取れる」「資格の取得後は高収入が約束されている」といった言葉で建築士や社会保険労務士、電気主任技術者などさまざまな資格取得講座の受講を勧め、高額な登録料を請求したり、教材を売りつけたりする商法です。電話でしつこく勧誘された場合も、「結構です」「はいはい」といったあいまいな対応は禁物。勝手に承諾とみなされることがあります。また「認定前の国家資格」といったふれこみで架空の資格を勧める手口や、「以前受講した講座がまだ終了していない」「被害者リストから削除する」と言って新たな請求をしてくる二次被害も見られるので注意してください。

■モニター商法

布団や着物、浄水器などのモニターになってアンケートに答えたり、感想を報告したりすればモニター料を支払うと言って購入契約をさせる商法です。実際にはモニター料が支払われず、高額の商品代金だけが請求されるといった被害があります。

■内職・アルバイト商法

「自宅でできるアルバイトを紹介する」などと言って勧誘し、その仕事に必要なことから講習会に参加させたり商品を購入させたりします。しかし、仕事は紹介されず、講習費用や商品代金だけを取られてしまいます。

しまった!と思ったらクーリング・オフ

悪質商法にはほかにもさまざまな手口があり、若者の被害はあとを絶ちません。巧みな言葉でだまされたり、精神的に追い込まれたりして、冷静な判断ができないまま契約を交わしてしまうのです。しかし、そこであきらめてはいけません。あなたを救うためにクーリング・オフという制度があります。

一般的に、契約を交わせばお互いにそれを守るのが原則ですが、消費者を守るため、契約したあと頭を冷やす(Cooling Off) ための時間を設けて、一定期間内なら無条件で契約を解除できるようにしたのがクーリング・オフ制度です。

クーリング・オフ制度による解約は、期間内(下記参照)にハガキなどの書面で行います。契約先への送付は特定記録郵便または簡易書留を用い、送付内容は必ずコピーしておきましょう。クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社に同時に通知します。

< クーリング・オフができる取引と期間 >

- 訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールスなどを含む): 8 日間
- 電話勧誘販売: 8 日間
- 特定継続的役務提供(エステ、美容医療、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス): 8 日間
- 訪問購入(業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの): 8 日間
- 連鎖販売取引(ネットワークビジネス、マルチ商法): 20 日間
- 業務提供誘引販売取引(内職・アルバイト商法、モニター契約など): 20 日間

悪質商法やクーリング・オフ制度の外部相談窓口

悪質商法 110 番 TEL.075-451-9449
京都府消費生活安全センター TEL.075-671-0004
京都市消費生活総合センター TEL.075-366-1319

命にかかわるアルハラ

大学生になると、新入生歓迎コンパやサークルの飲み会、大学祭など“お酒を飲む機会”が次々と待ち構えています。これらは仲間と過ごす楽しい時間のはずですが、同時に、急性アルコール中毒など死に至る深刻な危険もはらんでいます。法律で禁じられた20歳未満の者の飲酒はもちろん、たとえ20歳以上の者であってもイッキ飲みや飲酒の強要は重大な事故につながりかねません。また、自動車やバイク、自転車などの飲酒運転による事故は被害者やその家族だけでなく、加害者自身の人生も台無しにしてしまいます。こうした悲劇を避けるためにも、アルハラ（アルコール・ハラメント）についての認識をしっかりと持ち、飲酒のルールを確実に守ってください。

アルハラの定義とは

人権を侵害し、時には人の命を奪うことにもなりかねないアルハラ。次のような行為はすべてアルハラといえます。

■飲酒の強要

先輩・後輩の関係や罰ゲームなどで圧力をかけ、飲まなければならない状況に追い詰めること。

■イッキ飲ませ

場を盛り上げるために一息で飲み干すことを強要したり、早飲み競争をさせること。

■意図的な酔いつぶし

酔いつぶすことを意図して飲ませること。場合によっては傷害行為にもあたります。

■飲めない人への配慮を欠くこと

本人の体質や宗教上の理由などを無視して無理やり飲ませるのはもちろんのこと、酒類以外の飲み物を用意しなかったり、飲めないことをからかったりする行為も該当します。

■酔ったうえでの迷惑行為

からんだり悪ふざけをする、暴言・暴力、セクハラ、その他のひんしゅく行為です。

※無理に飲ませた人が強要罪や傷害罪に問われるだけでなく、現場ではやし立てた人も傷害現場助成罪などに問われます。アルハラに気づいたら、すぐにやめさせましょう。

こんな状態は危険信号

お酒の飲み過ぎによる急性アルコール中毒では吐き気、嘔吐、めまい、動悸、血圧低下、意識障害などの症状があらわれます。次のような状態に陥った場合、あるいは命の危険を感じた場合にはすぐに応急処置を施し、ためらわずに救急車を呼んでください。

- 大きなびきをかいて、呼びかけたりつねったりしても起きない。
- 顔色が悪く、とろんとしていて、名前を呼んでもまったく反応がない。
- 体温が低下して全身が冷たくなっている。
- 呼吸が異常に早くて浅いか、異常にゆっくりしていて時々しか息をしていない。

覚えておきたい応急処置

- 周囲の人が付き添い、絶対に一人にしないでください。
- 衣服をゆるめて楽にし、毛布などを掛けて保温します。
- 酔いつぶれた人を抱き起して無理に吐かせるのは窒息の恐れがあって大変危険です。横向きにして吐物が自然に口から出るようにします。

カルトの罠にはまらない

カルト団体は、学生に被害を与えるだけでなく被害を社会に広げて学生を加害者にします。カルト団体は信教・思想の自由、財産を侵害し、人間関係と社会生活を破壊します。絶対に近寄ってはいけません。向こうから近寄って来たら、きっぱり拒絶してください。

カルトの見分け方～例示～

■名前がない、名前が変わる（初期）

カルトは、最初は名乗りません。サークルを偽装したりボランティア活動やスポーツ、文化イベント、セミナーの形で、「親切で優しい」先輩の顔で誘惑します。

■活動内容が変わる（初期）

時期や参加者により活動内容を変え学生の興味を引きます。また、「1ヵ月体験入会」、「格安合宿」などの看板を掲げることもあります。

■異常に厳しい生活上の決まり

飲酒、喫煙、恋愛の禁止等

■教祖や教団組織への盲目的服従

■信者の過去や人間関係の否定

■教団外の組織・制度の敵視

■信者の自主性やプライバシーの軽視

カルトへの対処法

■怪しい人（魅力ある、親切な、優しい人に見える）には近寄らない。

住所や電話番号を教えると、しつこく勧誘します。勧誘されたら、きっぱり断わってください。

■誰かに話す。

「ここの話には深い意味がある。ほかの人には理解できないから、両親や友人に話さないように」と言われたら、必ず家族や友人に話をしてください。

■情報統制を感じたら、直ちに逃げる。

この団体の言うことだけが正しくて、社会一般の情報は誤りであると言われたら、その時すでにあなたは危機的状況にあります。すぐに逃げてください。

■はっきりしなくても、大学（学生生活課）に相談する。

大学にはカルト関連の情報が 있습니다。他の大学や警察とも連携しています。

■証拠を確保する。

文書は日付を記して保存し、献金等の場合は日時といきさつをメモする。違法行為があれば写真記録や録音をする。

■自主性・自立性の養成

特に、新入生がカルトの勧誘のターゲットになります。根本的な解決策は、多くの情報を取り入れ、さまざまな人とコミュニケーションをとりつつ、批判的精神を鍛え、自主性・自立性を養成することです。

このことは、悪徳商法の罠や不正薬物の誘惑などに対して身を守ることにもつながります。

< 参考 > 日本脱カルト協会 <http://www.jscpr.org/>

20歳になったら国民年金

国民年金とは、年老いた時やいざという時の生活を、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

20歳になったら、お住まいの市（区）役所または町村役場、もしくはお近くの年金事務所で必ず国民年金加入の手続きをしてください。

学生納付特例制度

申請により在学中の保険料納付が猶予される制度です。

所得がない学生が、将来、保険料の未納期間を理由に、老齢基礎年金や障害基礎年金を受け取れなくなることを防ぐため、本人が申請すれば保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例の期間は、年金を受け取るために必要な期間として計算されます。また、病気やけがで障害が残った場合も年金を受け取ることができます。

※猶予期間は、年金を受け取るために必要な「受給資格期間」として扱われますが、年金額には反映しません。

ただし、10年以内にその期間の保険料を納付すれば、年金額に反映されます。

申請書は、住民票を登録している市（区）役所・町（村）役場の国民年金窓口または最寄りの年金事務所に提出してください。

詳細は、日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）で確認してください。

選挙権は18歳以上

公職選挙法等の一部が改正され、選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられたことによって、大学および短期大学の全ての日本国籍を持つ学生が有権者になりました。

選挙は、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる大切な機会です。

選挙のマナーやルールを理解し、選挙権を有効に使ってください。

選挙に行くために

選挙権を持っていても、実際に投票するためには、市区町村の選挙管理委員会が管理する名簿（選挙人名簿）に登録されていなければなりません。選挙人名簿は、住民票がある市区町村で登録されます。実家を離れて下宿をする場合は、必ず住民票を移す手続きをしてください。事情により、住民票を移していない人は、実家のある市区町村で投票することになります。

選挙当日投票所に行けない場合は「期日前投票制度」や「不在者投票制度」、また、長期の留学中の場合は「在外投票制度」を利用することができます。

詳細は、市区町村の選挙管理委員会に問い合わせてください。

18歳は大人です

2022年4月1日から、成年年齢が18歳になりました。成年年齢を20歳から18歳に引き下げるとは、18歳・19歳の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになると期待されます。

民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになるということです。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのが自分自身なら、その契約に対しての責任を負うのも自分自身になります。契約には様々なルールがあり、知識がないまま安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性がありますので十分に注意しましょう。

18歳（成年）になったらできること	20歳にならないとできないこと （これまでと変わらないこと）
<ul style="list-style-type: none"> ●親の同意がなくても契約できる <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードをつくる ・一人暮らしの部屋を借りる 等 ●10年有効のパスポートを取得する ●結婚 <ul style="list-style-type: none"> ・女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳になる 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●飲酒をする ●喫煙をする ●競馬、競輪、オートレースなどの公営競技の投票券（馬券等）を買う ●国民年金の加入義務 ●大型・中型自動車運転免許の取得 等